

令和6年度 第4回

江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時：令和6年10月2日（水）9時30分～12時2分

場 所：野幌公民館 研修室4号

出席委員：7名

藤本直樹（委員長）、星優子（副委員長）、石垣巧、工藤多希子、成田騎信、
中井和夫、本間燦爾

欠席委員：1名

小内純子

事務局：4名

近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、
中住市民生活課市民協働担当参事、佐藤市民生活課市民協働担当主事

傍聴者：0名

次第：1 開会

2 議事

（1）各章・各条項の現状評価と課題について

3 その他

4 閉会

開 会 前	事務局より資料の確認
藤本委員長	令和6年度第4回江別市自治基本条例検討委員会を開催します。 次第「2 議事」の「(1) 各章・各条項の現状評価と課題について」議事を進めたいと思います。 本日検討する「第7章 市民参加・協働の推進」は、自治基本条例にとって大変重要な条項ですので、時間を気にして発言を控えるなどの気遣いをせず、忌憚なく意見を述べてください。 それでは、「第7章 市民参加・協働の推進」について説明願います。
事務局 (佐藤主事)	検討資料1の21ページをご覧ください。 「第7章 市民参加・協働の推進」のうち、「第24条 市民参加の推進」では、市はまちづくりへの市民参加を推進するための制度の充実に努めること、政策の立案・実施などの各段階における市民参加を推進し市民の意見が反映されるよう努めること、年齢や性別などで不利益が生じないような配慮や市民意見を聞いて反映させるための仕組みづくりが必要であること、重要な事項を条例で定めることを規定しています。 令和2年度に設置した検討委員会からは、アンケートの意見を受けて実施した対応が伝わるような工夫やパブリックコメントに参加しやすくする工夫、アンケートや市民説明会、パブリックコメント、附属機関等の参加につなげていく努力、附属機関等の委員選考基準の明確化やオンライン参加の推進、「市民参加実施状況」の記載を充実させることなどの提言がありました。 次に、「主な取組事例」のうち、提言を踏まえた市の取組ですが、別添資料1-32をご覧ください。 アンケート結果を個別計画に反映させた例です。1枚目の表面は令和5年度に実施した「江別市男女共同参画アンケート」の一部を抜粋したもので、管理職への昇任意欲に関する設問を設けています。裏面以降は、令和6年度からスタートした「第3次 江別市男女共同参画基本計画」の一部を抜粋したもので、計画の中にアンケート調査に関する記載を設けております。さらに、2枚目の裏面には、アンケートの結果を計画に反映させたことを記載しております。 別添資料1-33をご覧ください。 パブリックコメントに関する工夫の例です。「第3次江別市男女共同参画基本計画」策定におけるパブリックコメントの際には、概要版を作成して意見を募りました。 別添資料1-34をご覧ください。 市民参加の周知啓発の例として、広報えべつ（令和3年11月号）に掲載した特集記事です。 別添資料1-35をご覧ください。 広報えべつ（令和5年9月号）に掲載した特集記事です。この外、参考資料2のパンフレット、参考資料3のリーフレットも、市民参加の周知啓発のために使用しています。 別添資料1-36をご覧ください。 市が毎年度公表している「市民参加実施状況」の一部を抜粋したものです。「表1 市民参加条例第4条（1）～（4）に該当する案件」の右から3列目に、「市民参加による成果」の欄を追加しました。また、「市民参加による成果」の集計結果も掲載しています。

この他、提言を踏まえた取組として、附属機関等の会議をオンラインと対面によるハイブリット方式で開催した例があります。また、附属機関等の設置やパブリックコメントの実施状況等については、検討資料１の２１、２２ページに記載しています。

次に、参考資料７「自治基本条例アンケート結果」をご覧ください。

市民参加に関する設問は９問ありますが、まず、３ページの問７、自治基本条例第２４条に規定する「江別市市民参加条例」の認知度を尋ねる設問では、「よく知っている」「ある程度知っている」「名前は聞いたことがある」の回答を合わせた割合は３５．７％、「知らない」と回答した割合は６０．４％となりました。令和２年度では、それぞれ３６．７％、６１．７％と、ほぼ同様の結果となっています。年代別の集計で比較すると、１０～２０代では６ポイント、３０代では１２ポイント程度上昇しています。

問８ 市民参加条例を何で知ったかを尋ねる設問では、「広報えべつ」の回答割合が６３．１％で最も高く、次いで「パンフレット等」が２３．２％、「市ホームページ」が９．１％となっています。令和２年度は、「広報えべつ」と「パンフレット等」の順は同じですが、それぞれの割合は８０．７％、１３．８％で、「パンフレット等」の割合は１０ポイント程度上がり、「広報誌」は１５ポイント以上下がっています。また、「新聞」の回答が７．６％で、パンフレットを０．３ポイント上回り、３番目となりました。

問９ 市民参加の経験を尋ねる設問では、「アンケート調査」が最も多く１７．２％、次いで「市民説明会」が３．６％、「附属機関等委員」は１．６％となっています。令和２年度は、１番目、２番目の順は同じですが、「ワークショップ」が１．８％で３番目となっています。また、「参加したことがない」との回答の割合は７３．２％で、令和２年度に比べて７ポイント程度低下しています。

次に問１０ 市民意見を反映させるための有効な手段を尋ねる設問では、「アンケート調査」の割合が最も高く４２．７％で、次いで、「パブリックコメント」「市民説明会」「意見交換の場」「手紙やメールによる意見提出」と続いています。この外、記述式の回答は、１５ページに記載しておりますが、オンラインミーティング、インスタグラムやライン等のＳＮＳの利用、Ｗｅｂ投稿、選挙などの意見がありました。令和２年度は、選択肢が異なっているため、単純な比較はできませんが、「アンケート」の比率が高いことは変わらない一方、「パブリックコメント」の割合が１０ポイント以上低く、「附属機関等」「ワークショップ」の割合は高くなっています。

４ページの問１１ 市民参加の機会の周知に関する設問では、「十分に周知されている」「多少は周知されている」を合わせた割合は１３．２％、「あまり周知されていない」「全く周知されていない」を合わせた割合は４３％となっています。性別、年代別のクロス集計では、１０代～２０代、及び３０代では「十分に周知されている」の回答がゼロとなっています。

問１２ 市民参加の情報を何で得たかを尋ねる設問では、「広報えべつ」の割合が最も高く６４．６％、次いで「公共施設」「市ホームページ」「新聞」「ＳＮＳ」となっています。また、「見たことはない」の割合は２４．１％となっています。この外、記述式の回答を１５ページに記載していますが、市政だより、自治会役員に対する市からのメール、知人から直接等がありました。

問１３ 市民参加の機会を尋ねる設問では、「十分ある」「多少ある」を合わせた割合は２１．２％、「あまりない」「全くない」を合わせた割合は２２．１％となっています。

「ある」「ない」とともに、令和２年度と比較すると割合は低下していますが、令和６年度から設けた「どちらともいえない」の割合が５割を超えており、この

	ことによる影響と考えられます。また、年代別のクロス集計では、40代の「どちらでもない」の割合が高く、一方で、「多少ある」の割合は低くなっています。 次に5ページの第14(1) 附属機関等の参加を促進するために必要なことを尋ねる設問では、「参加の方法をわかりやすく知らせる」の割合が最も高く36.5%、次いで「意見がどのように反映されるかを知らせる」「附属機関等をわかりやすく表現する」の順となっています。また、年代別のクロス集計では、10～20代において「附属機関等をわかりやすく表現する」の割合が高くなっています。このほか、記述式の回答を16ページの下段から記載していますが、大々的な広報、参加方法の多様化、参加することの利益等の意見がありました。 (2) パブリックコメントの参加を促進するために必要なことを尋ねる設問では、「内容をわかりやすく知らせる」の回答率が最も高く18.6%、次いで、「意見がどのように反映されるかを知らせる」「意見提出の方法をわかりやすく説明」の順となっています。また、年代別のクロス集計では、60代以上において「必要性を伝える」の割合が相対的に低くなっています。 17ページに記述式の回答を記載していますが、読みやすい資料、提出された意見に対する市の姿勢を変える、積極的周知、個別配布で増加は期待できるがそこまでする必要があるかは疑問、等の意見がありました。 次に問15 第24条の条文に対する記述式の回答ですが、条文そのものに対する意見として、「3」「4」「6」は現行の条文に肯定的意見、「14」は条文には肯定的であるものの運用に問題があるとの意見、「26」「33」は条項あるいは記載の追加が必要との意見、「28」「29」は、表記が難しいとの意見と解釈できます。また、「10」は第24条の第4項は、第1項と第2項があれば不要ではないかとの意見。このほか、周知や関連する制度の運用に関する意見があります。 検討資料1の22ページをご覧ください。 「市の自己評価」は、アンケートについては、回答を踏まえて計画等を策定したうえで、その経過を計画に明示。また、市民参加の手続きを適切に実施するための職員向けガイドラインの策定と周知、「市民参加実施状況」への成果欄等の追記など、提言の趣旨に沿った取組を行いました。
藤本委員長	第24条 市民参加の推進について、アンケート結果を含めて説明がありました。 関連資料も多岐に渡るため、主な取組事例の項目ごとに検討を進めていきたいと思います。 まず、アンケート意見への対応について、別添資料1－32では、江別市男女共同参画基本計画が例示されていますが、アンケートを実施して、計画の中にその結果が反映されています。 このようなアンケートの対応に関して、意見、質問等ありますか。
中井委員	資料に沿った検討の前に、まず、市民参加とは何かについて議論すべきではないでしょうか。自治基本条例の策定時には、市民参加についてもっと幅広い捉え方をした議論があったように記憶していますが、市民参加条例に列記されている手段からみると、市民参加を狭義に捉えていると感じます。 自治基本条例の策定時には、例えば、市民の声、行政相談、情報公開なども市民参加として捉える議論がなされていたように思います。 そのため、本委員会では、最初に、市民参加とは何かについて議論をしたいと考えます。

藤本委員長	中井委員の意見は、自治基本条例に関することなのか、自治基本条例第24条で別に定めるものとして制定された市民参加条例に関することか、どちらについての検討でしょうか。
中井委員	自治基本条例策定時の議論にさかのぼり、市民参加条例に規定する市民参加とは何かについて疑問を呈しました。この委員会で検討すべきことでないのであれば、致し方ありません。
藤本委員長	事務局に確認ですが、当検討委員会では、自治基本条例では「市民参加について必要な事項は別に条例で定める」と定めていることを踏まえ、現行の市民参加条例を前提として考えるべきか、それとも市民参加条例に踏み込んで議論すべきなのか、当委員会の位置付けを改めて確認させてください。
事務局 (中住参事)	市民参加条例は、自治基本条例に基づいて制定された条例ですので、市民参加条例に規定する市民参加が、自治基本条例の趣旨と異なる場合などは、こうした点について指摘・議論が生じるものと考えます。 中井委員の意見は、市民参加条例の規定を否定するというよりは、市民参加の概念はもっと幅広く捉えるべきではないかという指摘と理解します。 市民参加条例は、いわゆる手続き条例にあたるもので、実際に市民参加をするための方法や手続きについて規定しています。 一方で、例えば、情報公開請求により市の取組を知ることや市民の声を市政に届けることも、広義の市民参加になるという考え方もあると思います。 市の政策に関与できる手続きについて明確に規定している市民参加条例の趣旨が、自治基本条例に即していないということであれば、市民参加条例にそのものに踏み込んだ検討も必要になると思いますが、市民参加の捉え方であれば、必ずしも、そのような検討が必要ということではないと考えます。
藤本委員長	本委員会の中で、市民参加条例について検討することは、問題が無いことを確認しました。 その上で、中井委員に質問ですが、自治基本条例において、市民参加という概念には、もっと多様な手段が含まれるということの位置付けが、少し弱いのではないかという意見でしょうか。それとも、市民参加条例に、例えば、行政相談や市民の声といったようなことも盛り込むべきという意見でしょうか。
中井委員	市民参加条例第4条に市民参加の対象が規定されていますが、市民参加をもっと広範に捉えるべきと思っています。市民参加条例の改正を求めているわけではありません。
藤本委員長	条例の改正を求めているわけではないとすれば、どうすべきと考えますか。
中井委員	市民参加条例第4条に規定する市民参加の対象を見ると、同条例第5条に規定する方法だけではなく、広範な議論が必要です。解説も含めて検討されるべきと考えます。
藤本委員長	中井委員は、市民参加の方法について、市民参加条例第5条に規定する項目以外にも、行政相談や市民の声などを含めることを、本委員会で議論の上、提言に反映させたいということでしょうか。

中井委員	はい。
藤本委員長	この件について、意見等ありますか。
成田委員	中井委員の意見を踏まえると、参考資料１ 条文と解説の１９ページ下段に、市民参加条例に規定されている（１）～（６）の方法が記載されていますが、例えば、そこに市民参加には広義の意味もあるという趣旨の一文を加筆するような方法もあるのではないかと思います。
石垣委員	市民参加条例は自治基本条例に基づいて制定されているので、当委員会で市民参加条例を詳細に検討するのではなく、自治基本条例の解説の中で、幅広に整理をすると良いと考えます。
工藤委員	私も、解説の中で整理することで良いと思います。
星副委員長	令和３年９月の提言を受けて、自治基本条例の解説は一般の人にわかりやすいように変わってきていると思います。やはり市民の方にわかっていただくということは大変重要で、わかりやすくする考えは取り入れていくべきだと思います。 解説以外にも、広報で協働の取組を紹介したり、市民参加の具体的な方法なども周知するなどの取組も進んでいるので、今後も、複雑になりすぎない程度に、一般の人たちにわかるような、自治基本条例、市民参加条例であって欲しいと思います。
藤本委員長	詳しさとわかりやすさのバランスを取ることは、難しいことですが、私も同感です。
本間委員	解説に市民参加の方法が列記されていて、方法が限定されているとの印象を与えることで、市民参加のハードルが高いという捉え方にもつながると思うので、もう少し抽象的な表現を記載することで、広義の意味を伝えられるのではないかと思います。
藤本委員長	例えば、市民参加の手法は幅広く、その方法例が市民参加条例第５条に規定されている項目であるということが伝わるように、参考資料１ 条文と解説の１９ページの表現を工夫するということに関して、事務局としてはどのように考えますか。
事務局 (中住参事)	市民参加をもう少し広い概念でとらえられるよう解説で伝えるようにしてはどうかという意見ですが、例えば、広義の市民参加の例として挙げた「市民の声」は、自治基本条例第２１条において、「市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応する」と規定される“情報共有”の一環として取り組んでいるところです。 また、第１７条 危機管理・防災では、「市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない」と定め、自治会や市民が防災訓練や研修に参加したり、民間事業者等と協力関係を築いていますが、こうしたことも、地域のための行動として広義に捉えて、市民参加に相当するといえるかもしれません。 さらに、第２０条に規定する公益通報も、市民参加と広く捉えられるかもしれません。

	確かに、市民参加という概念は、広義にも狭義にも捉えられると思いますが、自治基本条例の構成では、それぞれ情報共有や危機管理・防災、公益通報として個別に条項を設けて、分類されています。 市民参加については、第24条に個別の条項を設けて、まちづくりへの市民参加を推進するための制度の充実に努める、また、市民参加に必要な事項を別に条例で定めるとしており、これに基づいて制定された条例が市民参加条例と理解しています。 そのため、参考資料1 条文と解説の19ページ下段にある、市民の意見を市政に反映させるための方法（市民参加条例第5条の項目）を、参考例であると記載することは、市民参加の具体的な手続きを定めた市民参加条例の趣旨に照らすと、正しい解説といえるか疑問です。 一方で、例えば解説の中で、広義の意味での市民参加の捉え方は様々なものがあるけれど、市政に参加するための市民参加は、自治基本条例第24条に定めた概念であり、市民参加条例で定めた手法になる、といった表現は可能ではないかと考えます。
藤本委員長	先ほど、自治基本条例の条文と解説において、市民参加条例の第5条の手続きを参考例と記載してはどうかと発言しましたが、事務局の説明を聞いて、そうすると、自治基本条例で規定する市民参加の定義や各条項の設置目的、また、市民参加条例の位置付けが曖昧になると思いなおしたので、この考えは改めます。 条文と解説では、市民参加は、例えば情報公開条例など、その他の個別の法令や様々な取組と連動しながら、多様な市民参加を進めていくというイメージが伝わるような表現が加わると良いと思います。 ただ今のやり取りで委員相互のイメージも少し近づいてきたと思いますが、この件は提言のたたき台をまとめた段階で、再度、検討したいと考えますが、いかがでしょうか。
委員一同	了
藤本委員長	あらためて、検討資料1 21ページの「主な取組事例」のうち、アンケート意見への対応について、意見等ありますか。
中井委員	アンケートを実施するかどうかの基準はあるのでしょうか。担当部署の判断だけで実施しているのではないかという疑念を持っています。アンケートを取るべき基準を明確にすべきではないでしょうか。また、別添資料1-36の市民参加実施状況を見ると、対象人数が100～3,000人と幅広いのですが、対象者数の基準はあるのでしょうか。対象者が1,500人で回収率が3割程度の場合、江別市の18歳以上の人口からすると、1パーセントにも満たないので、対象者をもっと増やすべきと考えます。
藤本委員長	過去に統計調査を担当したことがありますが、サンプル数は、例えば百数十人、数百人とするものから、3～4千人規模とするものまで様々ですが、アンケートを実施する側が、どの程度の精度を求めているかにもよります。 単純な意識調査として、漠然とした感覚を掴みたいのであれば、対象者数は100もあれば、統計的に十分ですし、市民の意見を把握する場合には、最終的な回収数は400程度必要になるため、そこから逆算して、1,000～2,000を対象としてアンケートを配布します。 少し難しい用語になりますが、統計的には、回答の誤差率、即ち求める回答の

	精度によってサンプル数が決まりますので、必ずしも対象者が多ければ多いほどいいというわけではなく、一定の水準で頭打ちになります。つまり、対象者を増やせば増やすほど、アンケート調査を実施するために費やすコストや時間は3倍4倍かかるけれども、得られる回答の精度は、一定程度以上は上がり、限界を迎えてしまいます。 おそらく市の担当者は、こうした考えを踏まえて、対象者数を決め、その対象者をランダムに選んでいくような工夫をされているものと思います。 余談になりますが、テレビの視聴率調査は、関東では600世帯です。600世帯では関東の視聴率を測るのに不十分と思われるかもしれませんが、無作為に何段階かの抽出を行うことで、十分な精度が確保されているそうです。 統計学に基づく知見で実施されていますので、市民の数に比べて対象者の人数が少なく、不十分なアンケートということではないことを理解いただきたいと思います。 アンケートの目的は様々ですので、統一的なルール決めは難しいと思いますが、アンケートを実施するかしないか、また、計画や政策を立案するときに行うのかについては、各部局の判断になっているのかどうか、事務局から回答願います。
事務局 (中住参事)	アンケートの実施等は、所管部署の判断により実施しています。 具体的には、計画の策定段階や、市民ニーズを聞いたうえで政策や事業の方向性を考える必要があると各課等が判断した場合、必要な予算を確保して実施する流れとなります。 自治基本条例を所管する市民協働担当では、職員向けのガイドラインにおいて、計画策定の初期段階や関連事業実施後の評価段階など、アンケートの有効な実施時期等の周知を行っています。
藤本委員長	ほかに、意見等ありますか。
中井委員	「主な取組事例」のうち、職員への意識啓発、また、パブリックコメントについてですが、令和2年度に設置された検討委員会における提言、さらに、平成28年度に設置された検討委員会の提言においても、パブリックコメントの難しさが意見の少なさにつながっていると総括されていると思いますが、もっと別な要因があるのではないのかと考えています。 パブリックコメントで提出された意見に対して、市が評価を公表しますが、担当部署の判断で、例えば、市の考え方と一致するものは「B」などと簡単に区分けしています。また、「A」～「E」としない場合でも、極めて簡単に「参考にします」などの言葉で終わっている場合もみられます。パブリックコメントに意見を提出する市民は、真剣に書いているのに、そのようなコメントで返されてしまうことへの不満が、パブリックコメントの件数が少ない要因ではないかと考えます。
藤本委員長	パブリックコメントとして出された意見に対する市の回答が簡素であること、A～Eの5段階で評価されることに疑問があるとの意見ですが、例えば、長文で返すことが必ずしも望ましいとは限らないと思いますが、中井委員はどうあるべきと考えますか。
中井委員	一つは、提出者の意見の内容について照会などがいないこと。もう一つは、パブリックコメントの中で市民と対話をした方がよいということです。担当部署の判

藤本委員長	断でA B Cの評価だけが行われ、さらに公表されるわけですので、工夫が必要ではないでしょうか。以前、パブリックコメントを出した際は、担当部署から内容の照会があり、やり取りをしたことがあります。 意見の提出者との対話というのは、例えば、市民参加の別の手法である市民説明会では可能ですし、往復書簡を繰り返すような双方向のやり取りが、パブリックコメントだけに求められているのかは疑問です。 また、A～Eの区分は、Aが優れていて、Cは劣る、Dはさらに劣るということではなく、例えば、対象の計画に対する意見としては、テーマが異なるとか、意見としては尊重するが計画の本文には書きこまない等、一定の基準に沿って判定、公表されているものと思いますが、事務局から、補足説明等がありますか。
事務局 (中住参事)	まず、パブリックコメントの考え方ですが、総務省では、「行政機関が命令等を制定するにあたって、事前にその案を示し、その案について広く国民から意見や情報を収集するもの」と定義しており、手続きの方法についても、公表しています。 江別市では、総務省の考えに倣った形で、市民参加条例第2条において、パブリックコメントを定義しており、手続きについても、国の一連の手続きと基本的には同じです。具体的には、まず対象となる内容を公開し、30日以上期間を設けて意見を募集。提出された意見については、十分に考慮の上、反映できるものは反映し、できないものはその理由を整理して、結果を公表するという流れで実施しています。 令和2年度に設置された検討委員会からの提言を受けて、ホームページでの公表に加えて、意見提出者に対して個別通知も行っています。 中井委員からA～Eで評価しているとの発言がありましたが、これはランク付けといったことではなく、対象案件に反映する、しないの区分をわかりやすく伝えるために記載しているものです。 また、この区分を設ける取り扱いは統一されたものではなく、所管部署で工夫して実施しているほか、区分のみの表示に止まらず、必ずコメントを付記しています。
藤本委員長	令和2年度に設置した検討委員会からの提言を踏まえ、パブリックコメントに対する対応を少しずつ改善されてきているようです。 まだ、不十分だと思われる点などもあるかもしれませんが、今後もよりしっかりとした意見反映や対応につながるよう、市の一層の努力を期待したいと思います。 次に、「主な取組事例」のうち、市民参加の周知啓発についてですが、提言を踏まえた市の取組として、令和2年度に設置された検討委員会からの提言を受け、新たにパンフレットやリーフレットを作成した効果なのか、アンケート結果をみると、情報の取得の手段として従前は広報えべつが多くを占めていた状況から、パンフレットやリーフレット、SNS等、他の手段が少しずつ増えているように見えます。 同じ人を対象とした追跡調査ではないため、ポイントが上がったという判断は難しい部分がありますが、周知啓発の工夫に効果があったようにも見えます。 市民参加の周知啓発について、意見等ありますか。
委員一同	(なし)

藤本委員長	次に「主な取組事例」のうち、附属機関等のオンライン開催ですが、令和2年度に設置した検討委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大期と重なったため、提言にオンライン会議などの必要性が色濃く出たものと考えます。 この件に関して、意見等ありますか。
委員一同	(なし)
藤本委員長	「主な取組事例」に関して、一通り意見を伺いました。ここで事務局に確認しますが、先ほど、自治基本条例アンケート結果の説明において、第24条の条文について、第4項は、1項2項とニュアンスが近いから不要ではないかという意見があったと聞きましたが、間違いありませんか。
事務局 (佐藤主事)	参考資料7 自治基本条例アンケート結果 17ページの問15として、第24条の条文に対する記述式の回答を掲載しています。このうち、10番目に「第24条第4項は、第1項、第2項を実現するための仕組みを作るよう努めなければならないとしている。1項と2項だけでよいのでは。」との意見があります。
藤本委員長	これは、直接条文に対して出た意見になりますが、委員の皆さんはどう考えますか。
成田委員	第1項及び2項と第4項では主語が違います。第1項から第3項の主語は市ですが、第4項の主語は市長等で、その努力義務を定めています。第4項があることで、第1項、第2項との矛盾を生じることはなく、むしろ、市長等の努力義務が明確化されるので、あった方がいいと思います。
石垣委員	成田委員と同じ考えです。
藤本委員長	事務局に確認です。市長等の「等」とは、何が含まれているのでしょうか。
事務局 (中住参事)	参考資料1 条文と解説の4ページに自治基本条例第2条第2項の解説として記載していますが、市長等とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を指し、市長のほかに市長から独立して専門的な立場で調査を行う執行機関が含まれます。
藤本委員長	それでは、第4項は不要というより、むしろあることで市民参加の推進がしっかりと表現されているという理解でよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
藤本委員長	このほか、第24条について意見等ありますか。
星副委員長	別添資料1-36 市民参加実施状況の5枚目、表1 No26「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る取組」のアンケート調査結果が記載されています。 就学前の保護者と小学生の子を持つ保護者を対象として、アンケートの内容まではわかりませんが、回収率が51.3%、46.4%非常に高くなっています。やはり子育て世代にとっては、実際の生活と身近なテーマのアンケートは、貴重な機会だったのではないかと推測します。アンケートの内容にもよりますが、例

	えば福祉関係では、高齢の方やその家族を対象を絞ってアンケートをとれば、回収率も高まるし、対象となる方の思いも把握しやすいと思いました。
藤本委員長	アンケート調査では、対象者の年代や性別等のバランスを取ってしまいがちですが、ランダムではなく、関係の深い当事者に的を絞ると、回収率を見ても有効であるため、アンケートを実施する際には、適切に対象を判断する必要があると思います。
中井委員	市民参加実施状況に、反映の程度の欄を加えたとのことですが、ここに記載されているA～Cの評価はどこが判断しているのでしょうか。私から見ると、この評価は非常に甘いと思うのですが、それぞれの所管部署が評価しているのか、自治基本条例を所管する部署がまとめて評価しているのか確認したい。
事務局 (中住参事)	所管部署において、判断しています。
星副委員長	別添資料1－36に掲載の表には、担当課やアンケートの配布数も記載されています。先ほど述べた(5枚目、表1 No.26)「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る取組」のアンケート調査では、区分毎にそれぞれ1,500人を対象としており、所管部署としては、子どもたちのためにどうしたらよいか、ニーズを把握するため、努力していると感じました。 ここでは反映の程度は「C」となっていますが、「C」は、「市民参加の内容を今後の参考として活用予定」の区分になっています。これは、アンケートで把握した意見を参考にして、今後の事業の方向性を考えていくという、市の積極的な姿勢だと思いますので、ABCがランク付けではないと理解できました。
藤本委員長	別添資料1－36の2枚目には、反映の程度の区分が記載されています。ABCとあるため成績順のように見えてしまっていますが、ランク付けのような意味はなく、区分を表す記号となっているようです。 ほかに意見等ありますか。
中井委員	附属機関等への市民公募についてですが、市民参加条例は市民参加を促進するのではなく、むしろ市民参加を制限する条例と言えるのではないのでしょうか。 公募委員だけを差別していると感じます。市民参加条例施行規則の第3条第1項第2号には、「委員の兼職は3附属機関等を上限とする」とありますが、学識経験者や団体推薦者などには例外規定を設ける一方で、公募市民には厳格に適用していることは納得できません。実際に4つの兼職や5つの兼職の人もしました。
藤本委員長	私の場合は、学識経験者枠に該当すると思いますが、附属機関等の委員は3つの兼職までとなっています。 この外に、市内4大学間で設置している「えべつ未来づくりプラットフォーム推進協議会」の委員を兼ねることはありましたが、これは市の附属機関等ではないため、問題はありません。 基本的には、公募委員だけではなく、学識者と言われる私たちや、団体からの推薦者も、附属機関等の委員の兼職には制約があると思います。 この件について、事務局から補足はありますか。

事務局 (中住参事)	市民参加条例施行規則第3条第1項第2号の「委員の兼職は3附属機関等を上限とする」という規定は、公募委員だけでなく、全ての委員を対象としています。 また、第3条には、「ただし、法令に定めがある場合又は専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない」との規定があります。 このただし書きに基づき、学識経験者や団体所属の方、つまり、専門的な知識、経験を有する方で、4つ以上の附属機関等を兼職している委員はおられます。 特別な事情がある場合に限り、4つ以上の兼職を認める場合があることは事実ですが、公募委員に限って、この規定を適用しているものではありません。
中井委員	規則の規定は理解していますが、ただし書きにある、「その他特別な事情がある場合」を公募委員にも適用して欲しいと考えます。 具体例を挙げると、私が介護保険事業の運営委員に公募した際、市民公募、かつ現実に介護保険のサービスを受けているという立場になりますが、他の公募委員にはそういう方はいませんでした。 このような場合は、「その他特別な事情がある場合」、兼職を認めるべきではないでしょうか。現状では、公募委員は一律に3つ以上の兼職は認めないとされています。
藤本委員長	原則は守ることが基本だと思います。また、3兼職を超えざるを得ないケースというのは、その方の持つ専門性や資格、知識から他の人では代えがたい場合に限るべきだと思います。 仮に、法律に関する検討の場が必要となった場合、江別市内で法律の専門家といえる方は少ないため、成田委員に、既存の附属機関等と合わせて、4つ以上の委員就任要請が集中してしまうことがあります。 今年度に限っては、特別な事情で委員就任が重なってしまうけれども、法律の専門家が参画しないと、大きな支障を来すため、その場合には例外的に兼職を認めるというケースですが、このような場合はやむを得ないとしても、この地域に住んでいる方は例外、こういう立場の方は例外だというように、運用の自由度をあまり広げてしまうことは、原則をないがしろにしてしまうのではないのでしょうか。 市民公募は、多様な市民の意見を反映することが主目的です。そのため、同時に3つしか兼務できないという上限は、多くの市民に参加機会を確保するための規定だと解釈できます。もし市民公募として、様々な附属機関等で意見を申し述べたいのであれば、決められた3枠を使い切るのではなく、常日頃から1枠以上の余力を残していただく、もしくは、すでに3つ兼職している場合は、新たに応募することは控えていただき、枠が空いたら申し込むなどの対応が必要になります。
中井委員	私が言っているのは、「その他特別な事情がある場合」を、例えば、直接の受益者等になる場合の市民公募にも適用すべきということです。
藤本委員長	附属機関等において、直接の受益者に意見を求めるような場合は、団体推薦のような形で委員選考が行われるものと思います。 広く市民から委員公募する場合は、特定の分野に偏らない、常識的、一般的な意見を聞こうとすることが多いので、他に変えがたい方や、その人でなければいけない理由というのは考えにくい気がします。また、既に3つ兼職している公募委員というのは、少し特殊な例のように思います。そのため、公募委員に「特別

	な事情がある場合」を広げることは、理解が難しいように思います。 この件に関しては、中井委員個人の思いが強いようですが、委員会の場で、個人の気持ちを表明することに時間を使えないため、話し合いが必要であれば、別途、改めて話し合うということでしょうか。
中井委員	わかりました。 最後に、もう1つ、公募委員の選考が、他の附属機関等にも応募しているから選ばないなど、極めて恣意的に行われています。最近抽選方式も増えてきましたが、そうでない場合も多く、例えば公募委員の選考は、所管部署の管理職だけで行わないなどの配慮が必要だと思います。これは個人的な内容ではありません。
藤本委員長	附属機関等の所管部署では、公募委員の評価にあたり、附属機関等の審議事項に照らして、求められる年齢や性別などのバランスを考慮しているのかもしれませんが。 私は、そのことを恣意的とは捉えていませんが、一方で抽選が望ましいかという点、先ほど中井委員が述べていた、特別の事情を認めて公募委員を選考すべきという主張と矛盾するのではないのでしょうか。 この辺りは難しいところで、例えば、男女のバランスを考えて女性を優先したほうが良いといった場合もあり得ますので、傾斜配点みたいなものはあるのかもしれませんが。附属機関等の設置目的や、審議する計画の内容等、個々の事情によるものと思いますが、意見として伺いました。 第24条については、これで終了いたします。
委員一同	了
藤本委員長	続いて、第25条について説明願います。
事務局 (佐藤主事)	検討資料1の23ページをご覧ください。 第25条 市民協働の推進では、市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならないこと、市は市民の自主性・自立性を尊重し、必要な制度を整備するとともに、協働のまちづくりに参加しないことで不利益を受けないように配慮すること、市民協働の推進に関して必要な事項は条例で定めることが規定されています。 令和2年度に設置した検討委員会からは、「協働」の理解が十分とは言えないため、事例をあげて広めていくなどの工夫が必要、オンラインの活用等デジタル化を進めること、協働の意識向上やまちづくり活動の充実を図る取組が重要、市民協働に関する条例の制定については、具体的な取組を進める中で必要な制度等の考え方がまとまった段階で検討すべき、との提言がありました。 次に、「主な取組事例」のうち提言を踏まえた市の取組ですが、別添資料1－37をご覧ください。 協働に関する具体の事例を紹介しているもので、令和3年12月以降、市の広報誌に、毎月、協働のまちづくりの事例を紹介する記事を掲載しています。 別添資料1－38をご覧ください。 オンラインを活用した市民協働の取組として、「市民活動センター」のホームページでは、様々な団体の活動を周知しています。資料はホームページの画面を印刷したもので、団体を選択すると、活動内容等が表示されます。2枚目の裏面は、「市民活動センター」主催による、オンライン会議のための講座の例です。 別添資料1－39は、協働に関するデジタル化の取組として、自治会活動のデ

デジタル化に向けたセミナーの例、別添資料1—40は、同じく、協働に関するデジタル化の取組として、デジタル技術の活用による健康管理の仕組みを構築する、生涯健康プラットフォーム推進事業の例です。

その他の取組事例としては、自治会やNPO団体、市民活動団体との協働事業や補助などがあります。

参考資料7「自治基本条例アンケート結果」をご覧ください。

市民協働に関する設問は9問ありますが、まず、6ページの問16 協働のまちづくりの進捗を尋ねる設問では、「非常に進んでいる」「やや進んでいる」を合わせた回答割合は16.3%、「進んでいない」「あまり進んでいない」を合わせた回答割合は26.1%となりました。令和2年度と比較すると、「進んでいる」の割合が減少した一方、「わからない」は増加しています。

18ページに問16に対する記述式の回答を掲載していますが、「やや進んでいる」と思う理由としては、自治会や学生の参加があるとの意見がありました。

「あまり進んでいない」「進んでいない」と思う理由としては、「情報不足」「接する機会がない」「市と市民との意識のずれ」などの意見がありました。「わからない」の理由では、実態や具体の事例が見えないとの意見がありました。

次に、6ページの問17 協働の意識啓発を尋ねる設問では、意識啓発が図られていると「思う」回答割合は1割程度、「思わない」は2割程度、「わからない」は6割程度となりました。年代別のクロス集計では、10～20代の「思う」割合が相対的に高くなっています。

18ページに問17に対する記述式の回答を掲載していますが、意識啓発が図られていると「思わない」理由として、「協働という言葉聞いたことがない」「意義を感じない」「機会を見たことがない」との回答がありました。「わからない」の理由としても、「見たことがない」「存在自体知らない」との回答がありました。

次に7ページの問18 まちづくり活動に参加した経験を尋ねる設問のうち、

1) 自治会については、「積極的に参加」「時々参加」「過去に参加しことがある」の回答を合わせた割合は58.6%となっています。年代別のクロス集計では、50代では「過去に参加しことがある」の割合が、70代以上では「積極的に参加」の割合が、それぞれ相対的に高くなっています。

2) 市民活動については、「積極的に参加」「時々参加」「過去に参加しことがある」の回答を合わせた割合は、14.1%となっております。これは、1) 自治会に比べると45ポイント程度のマイナスです。年代別のクロス集計では、30代では「参加」の回答割合が最も低く、「したことがない」の割合は最も高くなっていますが、10～20代では、「過去に参加しことがある」の割合が高くなっています。

3) ボランティアについては、「積極的に参加」「時々参加」「過去に参加しことがある」の回答を合わせた割合は、17.4%となっております。これは、1) 自治会に比べると40ポイント程度のマイナスで、2) 市民活動に比べると3ポイントプラスです。年代別のクロス集計では、10～20代の「過去に参加しことがある」の割合が高く、30代では「参加しなかった」の割合が高くなっています。

問18 まちづくり活動に参加しない理由を尋ねる設問では、「特に理由はない」「時間がない」の割合が3割弱、次いで、「参加したい活動がない」「方法がわからない」となっています。その他、19ページに記述式の回答を掲載していますが、仕事、病気や家族の介護、自治会活動に対する負担感などの回答がありました。

次に問19 まちづくり活動の参加に必要なことを尋ねる設問では、「きつ

	け」「時間」「関心や興味」を選択した割合が4割超え、次いで「健康や体力」「情報」となっています。 20ページの上段に、問19に関する記述式の回答を掲載していますが、「活動による利益の明確化」「余裕のある収入」等の意見がありました。 次に問20 まちづくり活動の場所を尋ねる設問では、1) 公民館、住区会館について「よく利用している」「たまに利用している」を合わせた回答割合は37.8%、2) 市民交流施設は9.9%、3) 社会福祉協議会は7.8%となっています。 1)～3)の3つの施設について「今後利用してみたい」と回答した割合は、2) 市民交流施設が相対的に高くなっています。 問21 広報誌におけるまちづくり活動を紹介する記事の認知度を尋ねる設問では、「知ってる」36.9%、「知らない」57.9%で、年代別クロス集計では、70代以上の「知ってる」の割合が5割を超えています。 問22 広報紙の紹介記事に対する感想を尋ねる設問では、記事を読んで、まちづくり活動が身近に「感じられる」の回答割合が4割程度、「感じられない」が1割程度となっています。 20ページに問22に対する記述式の回答を掲載していますが、「紹介されている内容が身近に感じられない」「協働と結び付けていなかった」等の意見がありました。 次に問23、第25条の条文に対する記述式の回答を求める設問に対し、条文そのものに対する意見としては、「2」「18」「23」は“難しい”“堅苦しい”との意見、「5」「12」「21」は“具体的ではない”との意見、「15」「19」「27」は現行の条文に肯定的意見、と解釈できると考えます。 この外、“知らなかった”や、まちづくり活動に対する意見もありました。 検討資料1の24ページにお戻りください。 「市の自己評価」は、広報誌において、協働に関する特集記事のほか、毎月の紹介記事を掲載。また、デジタル化に向けたセミナー開催など、提言の趣旨に沿った取組を行いました。
藤本委員長	第25条は市民協働を謳った条項ですが、アンケート結果などを見ると、協働という言葉を知らなかったとか、まだピンとこないというような意見も多く見受けられました。 令和3年9月の提言から、情報発信や周知に努めてきたと思いますし、本年10月には自治基本条例のフォーラムが予定されているなど、認知度を高める取組が続けられていますが、まだまだ協働が知られていないということと、自治会活動を除くと、活動参加率が少し低い状況にあります。 ましてや、協働の肝となる自治会ですら、活動が停滞していたり、苦勞されている自治会があると聞いています。 石垣委員、自治会活動をしている立場から、意見はありますか。
石垣委員	自治会の加入率が70%を切り、どこも苦勞しているだろうと思っています。ただ、この原因は、必ずしも意識の問題だけでなく、現実的に参加しにくい環境になりつつあることも影響しているとも考えます。 最低65歳までは働かなければならないですし、それどころか、ほとんどが70歳まで働いています。平均寿命から考えると、残りの期間は10年そこそこですから、今までできなかった家庭サービスでもしようと思えることは理解できますので、そう簡単には自治会活動に参加できないだろうと思います。 もう1つは、従来は土日自治会活動を行っていましたが、働き方改革により、

	若い人たちの中で、平日に休みを取り土日は働く人たちがかなり増えた印象です。そういった若い人を抱える自治会では、調整がとりにくい状況にもあり、そういった意味でも大変難しいだろうと思います。 また、その問題に自治会そのものが長い間手を打たず、とりあえず何とかここまで来て、加入率が70%を切ってしまったというのが実態ではないかと考えますので、ここでもう1度初心に戻り、てこ入れしなければ、歯止めが利かず、危機的な状況になると思っています。 自分事になりますが、自治基本条例ができたときは、仕事ばかりで、家にはただ寝に帰ってくるだけの状況でしたから、正直申し上げて、何をしているかというのはわかっていませんでした。最高規範と言われていますが、特段、明日の自分の生活に影響がないとすれば、見過ごすのではないのでしょうか。 アンケートにも、自分の行っていることが協働につながっているとは思ってなかったとありましたが、そこを周知しなかった自治会にも責任の一端があるのではないかと考えています。自治会として、あなたの活動は大変役立っていますよということを伝えながら、自治会活動に取り組んでいくべきだったと思っています。 今後は、自分の所属する自治会では、そこに目を向けて、もう1回再構築をしたいと思います。
藤本委員長	ライフスタイルや働き方が変わってきて、働かざるを得ない年齢も上がって、自治会活動が、10年前とは様変わりしてきているようです。 協働の核は自治会活動と言えますが、別添資料1-39にもあるとおり、市内大学の協力のもとで、デジタル化や地域活性化イベントの支援等が行われることもあります。 本間委員は、情報大学の学生として、自治会と一緒に活動したり、地域活性化の活動をされていると思いますが、意見等ありますか。
本間委員	若い世代には、現状に不満もあるでしょうし、いろんな意見があると思います。 江別市では情報大以外にも大学があって、学生と自治会や地域の交流の機会は結構あるという印象です。ただ、意見交換をしても、意見を出したところで止まってしまうこともあります。 江別に限った話ではありませんが、どうしても自治会は現役で働く世代は入りにくく、長年活動されている固定的なメンバーで行っているところが多いため、新しい意見を取り入れる柔軟性という点では、融通が利かない印象があります。 具体例としては、ゼミの活動で自治会と交流をする機会があり、数か月前に提案したことへの回答が、現時点では来ていない状況があります。 おそらく、自治会としても、様々なイベントや行事が重なっているという事情はあると思いますが、やはり提案した側からすると、検討していないのではないかと感じ、期間が空いてしまうことで、熱量も冷めてしまいます。 せっかく、新しい意見が出てきているので、それを取り上げることができる体制づくりが大事なのではないかと思います。 過去に設置された検討委員会では、周知が重要であるという意見が多いですが、実際に動いている人、行動できる人を支援する方向にシフトしていかないと変わらないのではないかと考えます。
藤本委員長	大学生はもちろん、最近では高校生も含めて、ワークショップのようなアイデア募集する手法は、江別市でも盛んに行われているように思いますが、意見を聞いて終わってしまい、実現、実走にはなかなかつながっていかないジレンマを率

星副委員長	直に述べてもらったと思います。 大学の教職員や行政、市民活動団体、自治会も、意見を聞くだけではなく、実際に動かす仕組みを重視していく必要があると思います。 星副委員長は、行政や他の市民団体、個人の方と一緒に活動されることも多いと思いますが、何か意見等ありますか。 アンケート結果だけが正確というわけではないと思います。協働ねっとわーくが運営する「市民活動センター・あい」では、毎年どれだけの人が来ているかを集計していますが、年々人数も増えていきますし、図書の貸出しやレンタサイクルなどのために訪れた人は、周りの掲示物を見る場合も多く、市民活動として様々なことに取り組んでいることなどが、少しずつ広まっているのではないかと思います。 また、自分が所属する団体で行うフリーマーケットは、27年目くらいになりますが、出店する人がごみの減量を意識して参加しているのはもちろん、実は、来場者も、要らないものを再利用しようという意識があり、お互いが、江別市のごみを減らすということについて協力しあっている、つまり協働につながるのではないかと考えます。 ただ、石垣委員の意見にもありましたが、参加者の意識としては、協働として捉えていないということなのではないかと思います。アンケートを見て一喜一憂するのではなく、地道に広まっていくことを望んでいます。
藤本委員長	私たちが議論している協働や協働に近いこと、あるいは協働の手前まで、知らず知らずに行っている人もいるでしょうし、星副委員長の意見のように、いろいろな催し物に参加する際に、掲示物を見たり、ポスターやチラシを見て、協働の手前まで来ている方は、割と多くいるような気がします。 そのような人たちをうまく引き込んで、楽しく協働につなげられるよう、まさに今、10月19日に開催する自治基本条例フォーラムに向けて、その中で放映するPR動画を学生が一生懸命制作している最中ですが、そうした新しい試みも交えて、協働を伝えていけたら良いと思っています。 ここで、検討資料1の23ページ、「令和3年9月 提言内容」を見ていただきたいと思いますが、後段に、市民協働条例の制定に関する記述があります。 市民協働に関して、条例を別途作るべきとの声もあり、また、全国的にみると市民協働条例を制定している自治体もあることから、改めて委員各位の意見を聞きたいと思います。 まず、事務局に伺いますが、他市の自治基本条例と市民協働条例との住み分けや制定状況について、把握している範囲で説明願います。
事務局 (中住参事)	協働条例の制定状況について、全国の自治基本条例を制定している自治体数から考えると大変少ない状況です。 自治基本条例のみを制定している自治体、また、「まちづくり協働条例」「協働と市民参加条例」などの名称で、内容は自治基本条例に近いもの制定している自治体が主流のようです。 江別市の場合、自治基本条例はすでに策定していますので、その上でさらに協働条例を策定するということになりますが、これを同様のパターンは、全国で20弱の自治体が当てはまります。 これらの自治体における条文や構成はそれぞれに異なるため、一概に比較することは難しいところですが、協働条例の内容を見ると、一見すると自治基本条例のような理念条例となっている自治体もあれば、協働に関する計画策定や交付金

藤本委員長	に関する規定を定める条例等、様々なタイプが見られます。 ここで、協働条例のことを確認するのは、自治基本条例第25条第4項では、「市民協働の推進に関し必要な事項は別に条例で定める」となっていることから、4年ごとに自治基本条例の規定について検討を行うために設置される当委員会としては、現時点における協働条例の制定について、何らかの方向性なり、方針を確認しておく必要があると考えるからです。 ただ、判断が難しいのは、条例にはいくつかのパターンがあるようで、1つ目は、理念条例や概念条例と言われる、こういうふうにしましょう、こういう方向でいきましょうというような考え方を示す条例、2つ目は、法律を補完するために、罰則などの規定や、いわゆる地域版の法律的な役割の条例、3つ目は、手続きを規定するような条例、大きく分けると3パターンになりますが、江別市の自治基本条例は、いわゆる理念条例や概念条例にほぼ該当する中で、協働条例も同じような、理念とか概念を謳うのであれば、どのような実効性があるのか、制定する意味は何なのか疑問を感じます。 策定するのであれば、手続き的な条例になるのか、地域版の法律的な条令になるのかのいずれかではと考えつつ、一方で、こうした協働条例を策定するまで協働の熟度が高まっているのかということも考えます。 委員各位の意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
中井委員	市民協働条例が必要かどうかという前に、アンケートでは、30代～60代のいわば活動世代が自治基本条例の存在も知らないという意見が圧倒的に多いという結果が出ていると思います。 その世代にどうやって浸透させていくかということを考えると、協働条例の内容を意味のあるものにすることは別にして、条例制定を意識を高めるきっかけにすることは考えられると思います。手続きを定めるというよりも、意識を高める方が重要ではないでしょうか。
藤本委員長	意識を高めるきっかけということですが、条例を制定しようとする、やはり条例の目的やねらいが重要になります。 また、自治基本条例という、いわゆる理念条例がある中で、意識を高めるために、協働条例という理念条例を制定しようとする、内容が重複することも見込まれ、難しいように思います。 確かに30～40代の活動状況は、アンケートでは低調ですが、もしかすると、市外からの転入者が多い世代のため、浸透していないかもしれないので、引き続きPRは必要だと思います。
本間委員	私自身はそこまで必要性を感じてなく、自分が何にも知らない市民であると仮定したときに、やはり、自治基本条例を知るところから始まると考えます。 まず、自治基本条例を見て、江別ではこういうことを進めているというのは理解できるようになると思いますが、そこから派生して、もう1つの条例を作ると、情報が目移りするのではないかと考えます。 認知度や参加率が低い現状の中、ただでさえ忙しい現役世代に、もっと多くの情報を提供して手間を取らせるのは、逆に情報を拾わなくなるリスクが高いと思います。 また、周知啓発の新たなパンフレットを作成するなど、市としてもリソースを割くことになるので、それなら自治基本条例に関する周知や活動にリソースを集中するほうが賢明ではないかと考えます。

工藤委員	私も協働条例を策定するよりも、自治基本条例について、意識を高めたり、関心を持っていただけるよう、もう少し具体的に詳しく周知していく方がいいと考えます。
成田委員	将来的にはあった方がいい条例だと思いますが、今なのかと問われると、今ではないと思います。 なぜ作るのかという目的がすごく重要と思うので、まだ協働の意味が市民に浸透していない段階で、浸透させるために条例を作るといっても、そもそも協働についてわかってない状況ではどうなのかなと思います。 １０月に予定されているフォーラムのような周知の機会などにより、もう少し市民に機運が高まってきた段階で策定の方が効果的ではないかと思います。
石垣委員	私も同じ意見です。
星副委員長	私も同意見です。 また、協働の活動は楽しく続けることがすごく大事なので、もし、この自治基本条例のほかに協働に関する条例が制定されると、条例という縛りができてしまうことで、かえって楽しく市民活動することが難しくなるのではないかと懸念します。
藤本委員長	ほかに、第２５条 市民協働に関して、意見等ありますか。
委員一同	(なし)
藤本委員長	第７章は非常に重要な章ですので、全体を振り返る際に、また意見等を伺えればと思います。 それでは、予定の時間になりましたので、本日の検討は第７章までとし、次回は第８章以降について検討を行った後、これまでの意見を踏まえた振り返りや確認を行いたいと思います。 最後に、その他として、事務局から何かありますか。
事務局 (佐藤主事)	次回の第５回基本条例検討委員会は、１１月１１日に市民会館で開催いたします。１１月７日までに欠席の連絡をお願いします。 次にお知らせになりますが、１０月１９日 午前９時３０分から、「自治基本条例フォーラム」を開催します。 場所は、市民会館３７号室です。内容はお手元のチラシに記載のとおりですが、第３部のパネルディスカッションには、藤本委員長、石垣委員に登壇いただく予定です。委員の皆様もぜひ、お誘い合わせの上、参加いただきますようお願いいたします。
藤本委員長	そのほか、何かありますか。
委員一同	(なし)
藤本委員長	以上で、第４回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。

以上